

議案第 8 4 号

すみだスポーツ健康センターの指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 1 1 月 2 7 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

すみだスポーツ健康センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、すみだスポーツ健康センターの指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指 定 管 理 者	指定の期間
すみだスポーツ 健康センター	東京都新宿区西新宿二丁目 6 番 1 号 住友不動産エスフォルタ・住友 不動産建物サービス・アズビル 共同企業体 代表者 住友不動産エスフォ ルタ株式会社 代表取締役 月村 繁雄	平成 3 1 年 4 月 1 日から 平成 3 6 年 3 月 3 1 日ま で

（提案理由）

すみだスポーツ健康センターの指定管理者を指定する必要がある。